

安全マネジメント2023

年度実施計画

東備バス(株)牛窓タクシーカンパニー

東備バス(株)牛窓タクシーカンパニーでは、両備グループ安全マネジメント宣言のもと、下記の通り「安全マネジメントに関する方針」を定めております。

両備グループ安全宣言

社会正義の経営方針に則り、交通運輸各社は、「運輸安全マネジメント」に基づき、「安全」を最優先とし、「日本一安全な運輸企業」を目指して頑張ることを宣言します。

両備グループ代表 小嶋 光信

1. 活動方針

両備グループSSP-UPセンター、両備グループ安全マネジメント委員会、及びバスユニット安全マネジメント委員会を中心に、両備グループ各社や外部機関の教育とSSP-UP運動などを通じて、組織的活動を展開することにより「日本一安全な運輸企業」を目指します。

2. SSPUP運動の実施

S=safety&security(安全)
S=service(サービス)
P=productivity(生産性)
up=(向上)

3. 両備新交通三悪 撲滅運動

- ①アルコール検知違反ゼロ
- ②スマホ・携帯ルール違反ゼロ
- ③バック事故ゼロ

4. SAFETY-OK+IBの実施

S:スピード出しません
A:安全車間保ちます
F:踏切止まります
T:追突しません
Y:よそ見しません
O:追越し注意します
K:交差点内徐行します
+
I:居眠りしません
B:バック自損しません

5. 輸送の安全に関する基本方針及び目標の設定

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針

- ①安全運転を第一とし、法令順守し、基本に忠実に日々業務を遂行すること。
- ②車両の点検整備を的確に行い、日常点検を厳正に行うこと。
- ③点呼において、日々安全への啓蒙、関心を高めること。
- ④教育を通じて安全意識を常に涵養すること。
- ⑤万が一の事故の場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに関係機関、会社へ連絡をとること。

(2) 輸送の安全を確保するための重点施策

安全スローガン

お客様へのホスピタリティを高めよう！～優しい運転、易しい接客を追及する
皆でアサーション！事故を未然に防ごう～明るくて、モノが言える職場環境を作る
両備新交通三悪を撲滅しよう！～一人一人がプロ意識を高め、ルールを遵守する

- ①運輸安全マネジメント制度に基づく継続的な内部監査及び相互監査の実施による問題点の把握と必要な是正措置の実施
- ②自分と仲間で築く安全文化！の構築
- ③現場要員の資質向上のための教育
- ④事故予防対策の実施
 - ・K Y T訓練の実施
 - ・有責事故者の全員面談の実施
 - ・ヒヤリ・ハット情報の共有化による危険個所の周知

(3)輸送の安全に関する目標と達成状況

①2023年度目標(期間2023年4月1日～2024年3月31日)

交通事故発生件数 10万キロ当たり 0.25件以下
(責任事故件数=0件)

②2022年度達成状況(期間:2022年4月1日～2023年3月31日)

交通事故発生件数
目標:10万キロ当たり 0.25件以下(責任事故件数=0件)
実績:10万キロ当たり 0.00件(責任事故件数=0件)
自動車事故報告規則第2条に規定する事故 0件

(4)輸送の安全に関する実施方針

- 計画① タクシーユニットSSPUP戦略会議において、管理者から安全取組PDCAを発表し、マネジメントレビューを行う。
- 計画② 安全管理規程第8条による適切なグループ組織体制により、各管理者の職務を明確にし、社員に対する指導を常に行う。

※輸送の安全確保に関する装置機器類について積極的に導入を計画する。

計画③ デジタルタコグラフの取り付けの継続
新規代替車両は、標準装備として装着

計画④ ドライブレコーダーを標準装備
新規代替車両は標準装備として装着。

計画⑤ スタッドレスタイヤの代替促進
計画に基づき実施

計画⑥ 輸送の安全に関する内部監査及び相互監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

※内部監査及び相互監査は以下を計画する

| | 実施する監査 | 時期・回数 | 内容等 |
|---|---------------|--------|-----------------|
| 1 | 内部監査員監査 | 1回以上/年 | 安全マネジメント実施状況の点検 |
| 2 | 安全統括管理者点検 | 随時 | |
| 3 | タクシーユニット相互監査 | 1回以上/年 | 上記実施項目他 |
| 4 | タクシーユニット監査役監査 | 随時 | |

計画⑦ 安全に関する情報の連絡・共有

- ・有効なヒヤリ・ハット情報を事業所に掲示し、情報の共有化を図る。
- ・交通事故発生の場合、事故発生から24時間以内にタクシーユニット教育安全推進室への速報の義務付け。
- ・交通事故発生の場合、事故発生から3時間以内に事故・失態等対応基準により、経営トップに報告を義務付け。
- ・交通事故・労働災害等発生した場合、事故発生事業所・事故の種類・当該事故惹起者・事故の概況・現場見取り図事故の想定できる原因等記載した「事故速報」または「タクシーユニット事故報告書」を事業所掲示。
- ・車両に出された「リコール」「対策」「サービスキャンペーン」等の情報については情報を入手次第、適切な処置を実施し、走行中のトラブル及び事故の防止を図る。

本計画に記載がない事項については、東急バス安全マネジメント掲示内容に準じます。